

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問 1】 および【設問 2】 に答えなさい。なお、どちらの設問を先に解答してもよい。

【事例】 Xは、Yが運転するタクシーに乗車して目的地に向かっていたところ、Yが運転を誤ってタクシー車両を道路脇の街灯に衝突させたことにより、Xは全治 3 ヶ月の身体障害を負った（以下「本件事故」という。）。その後Xは、本件事故による損害の賠償を求めるためYと交渉を重ねたが、Yは責任逃れの供述に終始し、結局示談には至らなかった。そこで、Xは、Yを被告として、不法行為に基づき、本件事故によって生じた積極損害 200 万円、逸失利益 300 万円および慰謝料 100 万円の合計である 600 万円の損害賠償を求める訴えを提起した（以下「前訴」という。）。

審理の結果、裁判所は、積極損害 150 万円、逸失利益 150 万円および慰謝料 150 万円の合計である 450 万円の損害について、YがXに支払うことを命ずる判決（以下「甲判決」という。）をし、同判決は確定した。

【設問 1】 甲判決は、適法か。なお、本問に解答する際には、前訴に対する判決が、積極損害 200 万円、逸失利益 500 万円、慰謝料 100 万円の合計 800 万円の損害につき、YがXに支払うことを命じていた場合（以下「乙判決」という。）と甲判決を比較して、両者の相違点を明らかにしなさい。（配点 25 点）

【設問 2】 甲判決が確定した後、Xは、Yを被告として、X Y間の旅客運送契約の債務不履行に基づき、本件事故によってXが被った積極損害 200 万円、逸失利益 300 万円、慰謝料 100 万円の合計 600 万円の損害賠償を求める訴えを提起した（以下「後訴」という。）。裁判所は、後訴について、前訴判決（＝甲判決）と同額の損害賠償を命ずる判決をすることができるか。結論と理由を述べなさい。なお、本問に解答する際には、①後訴裁判所も、本件事故によりYが被った損害について前訴と同じ資料に基づき同様の心証を抱いたこと、②Yは、後訴の口頭弁論終結時において前訴判決（＝甲判決）が支払いを命じた損害額をいまだ弁済していないこと、を前提として検討しなさい。（配点 25 点）